

自由化後の電力長期契約を、EUではどのような場合に競争法で規制しているか？

佐藤 佳邦

電力自由化と長期契約

電力自由化により、価格などの供給条件に対する規制は原則撤廃される。そのため契約期間が長期におよぶ売電契約（以下、長期契約）の締結も可能となる。例えば、発電事業者と小売電気事業者は、長期契約により互いに安定的な電気の売り手と買い手を確保できる。また、小売電気事業者と需要家が締結すれば、前者は収入の安定化を、後者も料金水準変動のリスクを回避し得る。

長期契約の利用は事業者の自由な経営判断に委ねられており、当局が介入すべきものではない。しかし他方で長期契約は取引関係を固定化し、競争者の事業活動を困難とし得るため、競争法（独禁法）の制約を受け得る。事実、EUでは一九九〇年代に、新設の火力・原子力発電所と小売事業者の間の長期契約が問題視され、EU（当時はEC）競争法を管轄する欧州委員会は、契約期間を一五年以下とすることなどの制約を課した。

これに対し、適法・違法の境界が曖昧であり、長期契約が持つ電源投資の促進効果の考慮も十分でないとの批判があった。

欧州委の競争法指針

そこで欧州委は、二〇〇七年に電力・ガスの長期契約に関する競争法の適用指針を示した。指針は、長期契約が原則適法であり、競争に悪影響を及ぼすものだけを規制すべきことを確認した上で、「事業者の市場における地位」「競争制限効果の有無」「効率性改善による正当化理由の有無」の三段階で適法性を判断する。

第一段階「事業者の市場における地位」では、市場支配的地位の有無などを検討して、競争に悪影響を与える蓋然性が高い事業者の長期契約だけを選びだし、それ以外は審査しない。

第二段階「競争制限効果の有無」では、次の～などを総合的に検討する。まず、個々の需要家の需要量のうち長期契約による割合を検討し、全量又はこれに近い量の購入となる場合は競争者による対抗が事実上不可能となり、競争制限効果は高いと判断される。次に、長期契約が市場全体に占める割合が検討され、例えば「当該市場のかなりの部分を占める場合には、競争法上の懸念が生じる」と判断される。最後に、契約期間が長期に及ぶほど、競争制限効果も大きいとされる。

指針は、一年以上の長期契約が市場全体の二〇%以下であれば通常は適法だとする。違法となる水準については言及がないが、大手電力・ガス小売事業者らと大口需要家との間の長期契約が問題となった二〇〇〇年代の二つの事例で、欧州委は、長期契約を市場全体の三〇～三五%以下とすることや、契約期間を五年以下とすることなどを求めており、EUでの今後の目安となろう。

かりに競争制限効果ありと判断された場合でも、第三段階で「効率性改善による正当化理由（以下、効率性の抗弁）の有無」を検討し、長期契約による社会全体の効率性改善が

競争制限の弊害を上回るときは、当該長期契約を適法とする。

指針は効率性の例を示さないが、先のガス小売事業者の長期契約の事例で欧州委は、発電用ガス価格の安定化による投資促進効果を理由に、建設中の火力発電所向けのガス長期供給契約を処分対象から除外した。これから推察するに、電力の長期契約も、例えばそれが電源投資の実施に必要で、当該電源新設の便益が競争制限の弊害を上回ることを事業者が示すことができれば、欧州委もこれを受け入れるだろう。

欧州委は以上の指針を示したが、競争制限効果や効率性抗弁の判断基準に不明確さが残る。また、契約への事後介入による投資意欲への影響や、卸・小売の区別の要否といった課題があり、解決策の模索段階にある。

今後の日本の課題

今後日本で事業者が長期契約を検討する際に、独禁法の規制基準が不透明だと事業者の経営判断を過度に萎縮させかねないため、公取委の指針等による明確化が望まれる。

しかし、指針等が許容する契約年数が、電源投資の回収に通常要する期間よりも短ければ、事業者の投資が不可能になりかねないため、電気事業者の現実に即したルール作りが求められる。

このほか、独禁法との適合性を審査する公取委や裁判所は、長期契約の電源投資促進効果を検討する際には、安定供給への貢献といった公益的価値も考慮すべきだろう。これらは、公取委等による独禁法審査の範疇を超えるとの見解もあるが、競争政策と各種エネルギー政策との整合性の観点も必要ではないだろうか。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 主任研究員

佐藤 佳邦 / さとう よしくに

2006年入所 専門は経済法。